



平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会社名 立飛企業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村山正道  
(コード番号 8821 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役総務部門長 林勲  
(TEL. 042-536-1111)

**臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための  
基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 10 月 20 日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 23 年 12 月開催予定の本株主総会の各総会において権利を行使することができる株主をそれぞれ確定するため、平成 23 年 11 月 5 日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 基準日   | 平成 23 年 11 月 5 日(土曜日)  |
| (2) 公告日   | 平成 23 年 10 月 21 日(金曜日) |
| (3) 公告の方法 | 日本経済新聞による公告掲載          |

2. 本株主総会開催日及び付議議案について

平成 23 年 8 月 30 日付け当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する

種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の本社株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の本社株式について、上場申請は行わない予定です。）等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の議案については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、前項所定の基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上